

大分県報

令和七年
号外（二）
一月二十二日
（水曜日）

目次

告示

土地改良法による換地計画認可申請の適当決定及び縦覧（市町村営事業）……………一

○告示

大分県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項及び第四項の規定により、次の事業主体からの換地計画認可申請を適当と決定し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年一月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業主体	事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
臼杵市	農地耕作条件改善事業	田城地区	令七・一・二二から 令七・二・一二まで	臼杵市役所

令和七年一月二十二日

大分県報号外（告示）